

食物アレルギーの対応について

【I アレルギー対応の基本原則】

(1) 食物アレルギー対応における基本的な考え方

- 食物アレルギーのある子どもが安全・安心な生活を送れるように配慮する
- 全職員を含めた関係者の共通理解の下で、組織的に対応する
- 緊急時には、職員全員が迅速かつ適切に対応する
- 職員、保護者、主治医・嘱託医・緊急時対応医療機関、消防機関などが十分に連携する
- 地域の専門的な支援、関係機関との連携の下で対応の充実を図る

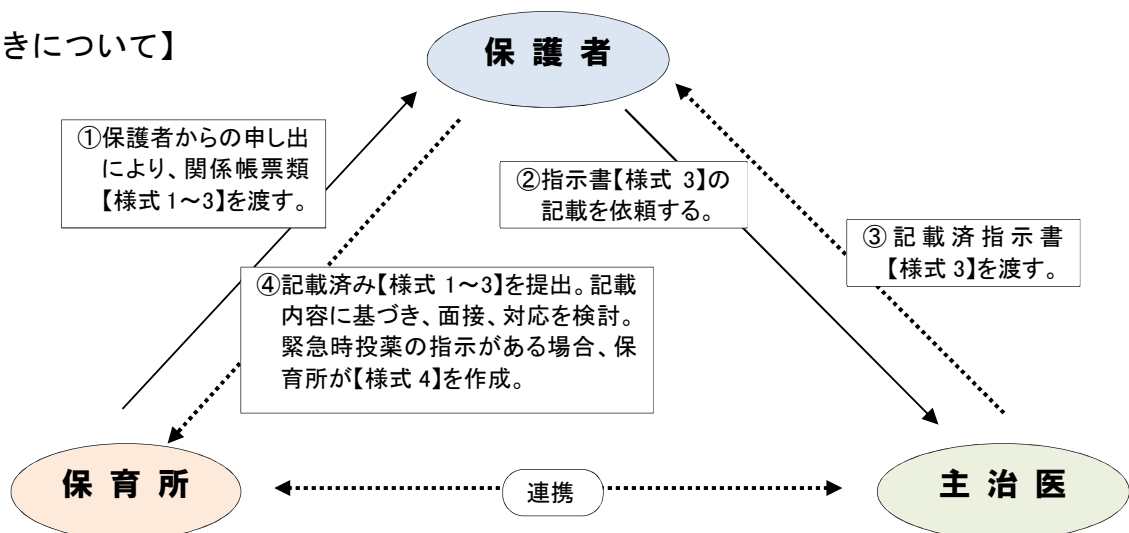
(2) 除去食の基本的な考え方

- 医師の診断指示に基づき、保護者と連携し、適切に対応する
- 原因食品の除去は、「完全除去」を基本とする
- 子どもが初めて食べる食品は、家庭で安全に食べられることを確認してから、保育所で提供する
- 施設及び調理室の設備、人員などを踏まえ、安全を最優先し、無理な対応は行わない

【関係帳票類】

様式番号	関係帳票類名	記入者
【様式1】	食物アレルギーに関する調査票	保護者
【様式2】	家庭における食事の状況	保護者
【様式3】	食物アレルギー指示書	主治医
【様式4】	緊急時個別対応票 * 緊急時薬物投与がある場合のみ使用	保育所・認定こども園
【様式5】	除去解除申請書	保護者

【手続きについて】



【Ⅱ 食物アレルギー除去食開始までの手順】

（１）食物アレルギーのある子どもの把握

- ・アレルギーにより保育所で特別な配慮や管理が必要な場合、保護者から申し出てもらう。
- ・新規に発症した場合は、速やかに保護者に申し出てもらう。

（２）保護者へ【様式１】【様式２】【様式３】の配付

- ・アレルギーにより保育所で特別な配慮や管理が求められる場合に配付する。
- ・【様式１（食物アレルギーに関する調査票）】【様式２（家庭における食事の状況）】は保護者が記載する。

（３）医師による指示書の記入

- ・保護者は、医療機関を受診し【様式３（食物アレルギー指示書）】の記載を依頼する。

- ・指示書の提出は、子どもの健康と安全な給食の提供のために必要である旨、保護者に説明する。
- ・血液検査や皮膚テストは必須ではない。（検査だけでは、食物アレルギーを正しく診断することはできません）

（４）保護者との面談の実施

- ・【様式１～３】をもとに、保育所での生活における配慮や管理（環境や行動、服薬等の管理等）や食事の具体的な対応について、面談する。
- ・施設長や担当保育士、栄養士、調理員又は看護師などの関係職員と保護者が同席する。
- ・面談内容について記録を作成し、保育所内職員による共通理解を持つ。
- ・保護者に対応内容の確認をするとともに、情報共有の同意を得る。

<保護者から聞き取る内容（例）>

- ・これまでの誘発症状
- ・家庭での様子（除去や代替食の状況）
- ・未摂取の食品
- ・保育所生活での配慮事項
- ・緊急時連絡先、対応、薬やエピペン®の所持

<保護者へ情報提供する内容（例）>

- ・給食やおやつの方針（完全除去など）
- ・アレルギー対応献立表
- ・食器や座席など教室内での対応
- ・緊急時の対応（連絡、薬やエピペン®の取り扱い）
- ・変更時・更新時・解除時の手続き

- ・緊急時投薬の指示がある場合は、保育所は【様式４（緊急時個別対応票）】の事前記入欄を記入する。

（５）対応の見直し

- ・１年に１回または半年に１回、指示書等の提出を依頼する。（指示書の内容に変更があった場合は、再評価前でも提出は可能）
- ・保護者から除去解除の申し出があった場合、医師の指示に基づく解除であるかを確認する。
- ・医師の指示のもと、家庭で複数回、保育所で提供される量を食べて、症状の誘発がないか安全性を確認したうえで、保護者は【様式５（除去解除申請書）】を提出する。